第42期 定時株主総会

招集ご通知

目 次

第42期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	21
計算書類	41
監査報告	45

本株主総会におきましては、株主総会資料の電子提供制度について、導入間もないことを勘案し、株主様の混乱を避けるため、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従来どおり書面をお送りさせていただきます。 なお、次回以降の株主総会資料は、送付形式を検討のう

なお、次回以降の株主総会資料は、送付形式を検討のう え、適切な方法にてご案内を差し上げる予定としており ます。

開催日時 令和5年6月22日(木曜日)午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所 大阪市北区梅田三丁目1番1号

ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭(なにわ)の間 (令和4年7月に大阪本社を大阪市北区に移転いたしま したので、本年より株主総会の開催場所を変更するこ とといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないよ うご注意ください。)

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

コンピューターマネージメント株式会社

証券コード 4491 (発送日) 令和5年6月5日

株主各位

大阪市北区梅田一丁目13番1号 コンピューターマネージメント株式会社 代表取締役社長 竹 中 勝 昭

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第42期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.cmknet.co.jp/ir/stock/meeting/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/4491/teiji/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記の東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)「コンピューターマネージメント」又は証券コード「4491」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年6月21日(水曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 令和5年6月22日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)

ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭(なにわ)の間

(令和4年7月に大阪本社を大阪市北区に移転いたしましたので、本年より株主総会の開催場所を変更することといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第42期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業報告、連結計算 書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第42期 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。)には記載しておりません。
 - (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況|
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計 監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎本株主総会では、ご出席の株主様へのお土産及び飲料はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【本株主総会における新型コロナウイルス感染症への対策について】

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行 状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会の議決権行使につきましては、5頁に記載のとおり、書面(郵送)による方法 もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

≪株主総会会場における対応のご案内≫

政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、マスクの着用が個人の判断を基本とすることとなり、加えて新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の2類感染症相当から5類感染症に引き下げられ、感染対策について、「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に変更となりました。

つきましては、本株主総会における対応を以下のとおりとさせていただきます。

- ・流行状況や会場の混雑状況をご考慮いただき、マスクの着用など感染予防にご配慮ください ますようお願いいたします。
- ・会場入口付近にアルコール消毒液を設置いたしますので、ご利用いただきますようお願いい たします。
- ・感染予防及び感染拡大防止のため、運営スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.cmknet.co.ip/)に掲載させていただきます。

【インターネット配信について(事後配信)】

当日ご出席されない株主様及び投資家の皆様向けに、株主総会の模様をご覧いただけるようインターネット上の以下のウェブサイトに映像と音声を事後配信させていただきます。

配 信 日 : 令和5年7月初旬より配信いたします。

アクセス先 : https://www.cmknet.co.jp/ir/stock/meeting/





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

令和5年6月22日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合(ご推奨)

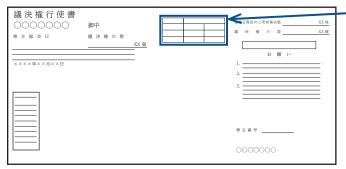
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙 に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

※到着までに数日を要しますので、お早めのご投函を お願いいたします。

行使期限

令和5年6月21日 (水曜日) 午後5時45分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄にO印
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
 反対する場合
- 「**賛**」 の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当につきましては、前期末配当より5円増配(株式分割前比10円の増配)することとし、1株当たり配当金を35円(株式分割前70円)とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類

配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

剰余金の配当が効力を生じる日

金銭

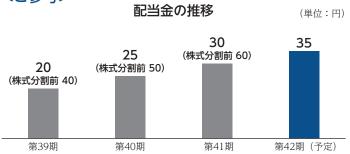
当社普通株式1株につき金35円

配当総額 71,154,440円

(注) 当社は、令和4年11月26日付で普通株式1株につき 2株の割合で株式分割を行っております。上記期末 配当金は、株式分割後の基準で換算した配当額を記 載しております。

令和5年6月23日

くご参考>



(注)令和4年11月26日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いましたため、第41期以前の1株当たりの配当額について、当該株式分割に伴う影響を考慮し遡及修正しております。

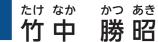
第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏	名	当社における地位及び担当	
1	*************************************	_{かっぁき} 勝昭	代表取締役社長	再任
2	ょしだ 吉田	essa 徹	取締役兼専務執行役員 経営企画室担当兼室長 管理部担当 技術統括部担当	再任
3	ジャンプ	知充	取締役兼執行役員 ヒューマン・リソース調達室担当兼室長 仙台営業所担当	再任
4	常深	*************************************	取締役兼執行役員 ERPシステム部担当	再任
5	******** 竹中	^{ひでゆき} 英之	取締役兼執行役員 インフラシステム部担当兼部長 四国営業所担当	再任
6	oa t 霍 田	つとti 勉	取締役兼執行役員 東日本システム統括部担当兼部長 西日本システム統括部担当	再任
7	たし	_{ひろあき} 宏章	社外取締役	再任 社外 独立
8	水島	幸子	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者



竹中勝昭(昭和19年10月4日生) 取締役会出席状況……

所有する当社の株式数… 761,520株 在任年数…………… 41年 17/17回

略歴、当社における地位及び担当



任 再

昭和44年11月 コンピューターサービス株式会社(現SCSK株式会社)入社

昭和56年11月 当社設立 代表取締役社長(現任)

平成18年6月 立命館科学技術振興会監查委員(現任)

平成21年5月 一般社団法人情報サービス産業協会理事(現任)

平成24年3月 ノックス株式会社代表取締役(現任)

平成31年4月 一般社団法人情報サービス産業協会関西地区会代表(現任)

重要な兼職の状況

一般社団法人情報サービス産業協会理事

ノックス株式会社代表取締役

一般社団法人情報サービス産業協会関西地区会代表

取締役候補者とした理由

竹中勝昭氏は、当社創業以来、長年にわたり代表取締役社長として、強いリーダーシップ を発揮し、当社ビジネスの発展に尽力しております。経営者として培った豊富な経験と実 績、経営全般に関する知見と見識を有していることから、当社グループの持続的な成長と 企業価値向上の実現に寄与できるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしま した。

よし だ 吉田

とおる

徹 (昭和33年7月19日生) **取締役会出席状況** 17/17回

所有する当社の株式数… 19.572株 在任年数……………

9年



略歴、当社における地位及び担当

昭和57年4月 株式会社福徳相互銀行入行(後の株式会社なみはや銀行)

平成11年6月 株式会社なみはや銀行総合企画部調査役

(現株式会社りそな銀行グループへ営業譲渡)

平成12年11月 当社入社 管理部長

平成26年 4 月 当社執行役員

管理部担当 (現任)

経営企画室長代理

平成26年6月 当社取締役兼執行役員

経営企画室担当 (現任) 兼室長

平成27年10月 当社技術統括部担当(現任)

平成30年5月 ノックス株式会社取締役(現任)

令和 2 年 4 月 当社取締役兼専務執行役員 (現任)

令和 5 年 4 月 当社経営企画室長 (現任)

重要な兼職の状況

ノックス株式会社取締役

取締役候補者とした理由

吉田徹氏は、経営企画や管理部門などを指揮し、事業全般に関する幅広い経験と見識を有 していることに加え、当社グループ子会社の取締役を兼任しており、的確かつ迅速な意思 決定が期待できることから、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に寄与で きるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数… 20,640株 13年 17/17回



任 再

略歴、当社における地位及び担当

昭和56年12月 当社入社

平成20年6月 当社執行役員

第一ソリューション本部システム統括部長

平成22年6月 当社取締役兼執行役員(現任)

第一ソリューション本部副本部長兼システム統括部長

平成26年4月 当社仙台営業所担当(現任)兼所長

平成30年4月 当社ヒューマン・リソース調達室担当兼室長(現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

辻下知充氏は、人材採用と協力会社の調達部門などを指揮し、事業全般に関する幅広い経 験と見識を有しており、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、当社グループの 持続的な成長と企業価値向上の実現に寄与できるものと判断し、同氏を引き続き取締役候 補者といたしました。

まさ とし **常深雅稔**(昭和30年11月2日生) **取締役会出席状況** 17/17回

所有する当社の株式数… 6,000株 在任年数…………… 9年



再 任

略歴、当社における地位及び担当

昭和51年4月 株式会社CSK(現SCSK株式会社)入社

平成7年4月 同社産業システム第二事業部第二営業所長

平成9年4月 同社産業システム第二事業部事業部長(非製造)

平成11年4月 同社産業システム第一事業部事業部長(製造)

平成14年4月 株式会社CSKコミュニケーションズ入社 取締役副社長

平成19年4月 株式会社CSKホールディングス入社 顧問

平成22年5月 株式会社芙優ビジネスソリューションズ設立 代表取締役社長

平成24年10月 当社入社 社長付

平成26年4月 当社執行役員

西日本システム統括部担当

ERPシステム部担当 (現任)

第二営業部担当

平成26年6月 当社取締役兼執行役員(現任)

平成26年10月 当社西日本システム統括部長

平成30年4月 当社四国営業所担当

令和 3 年 4 月 当社ERPシステム部長

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

常深雅稔氏は、ERPシステム部門などを指揮し、企業情報システムの開発やソリューショ ン営業に関する幅広い経験と見識を有しており、的確かつ迅速な意思決定が期待できるこ とから、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に寄与できるものと判断し、 同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

たけ なか ひで ゆき **竹 中 英 之**(昭和50年9月6日生)

所有する当社の株式数… 44.484株 在任年数…………… 9年 取締役会出席状況………

17/17回



任 再

略歴、当社における地位及び担当

平成13年4月 トランスコスモス株式会社入社

平成18年6月 KDDI Deutschland GmbH (Amsterdam支店) 入社

平成19年1月 個人事業主(SEとして株式会社アイアイジェイテクノロジー『現株式会社 インターネットイニシアティブ! 常駐)

平成20年7月 当社入社

平成23年4月 当社インフラ事業部(現インフラシステム部)部長(現任)

平成26年 4 月 当社執行役員

インフラシステム部担当 (現任)

平成26年6月 当社取締役兼執行役員 (現任)

令和 5 年 4 月 当社四国営業所担当 (現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

竹中英之氏は、インフラシステム構築部門を指揮し、企業情報システムの構築に関する幅 広い経験と見識を有しており、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、当社グル ープの持続的な成長と企業価値向上の実現に寄与できるものと判断し、同氏を引き続き取 締役候補者といたしました。

つる た

つとむ

勉 (昭和44年1月12日生) **取締役会出席状況**········ 17/17回

略歴、当社における地位及び担当

所有する当社の株式数… 3,660株 在任年数……………

6年

再 任

昭和62年4月 富士通株式会社入社 平成12年3月 藤田情報システム株式会社入社 平成15年9月 GMOコミュニケーションズ株式会社入社 平成15年12月 当社入社 平成26年 4 月 当社執行役員

第一営業部長

平成29年4月 当社東日本システム統括部担当(現任) 第一営業部担当

平成29年6月 当社取締役兼執行役員(現任)

平成30年4月 当社東日本システム統括部長(現任)

令和5年4月 当社西日本システム統括部担当(現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

靏田勉氏は、システム開発部門などを指揮し、企業情報システムの開発やソリューション 営業に関する幅広い経験と見識を有しており、的確かつ迅速な意思決定が期待できること から、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に寄与できるものと判断し、同 氏を引き続き取締役候補者といたしました。

にし 西

ひろ あき 宏 章

(昭和42年2月2日生)

所有する当社の株式数… 一株 在任年数…………… 5年 取締役会出席状況…… 17/17回

再 任

社 外

独 ゕ

略歴、当社における地位及び担当

平成5年3月 公認会計士登録

平成7年5月 税理士登録

平成18年7月 北斗税理十法人代表社員 (現任)

平成23年6月 株式会社MACオフィス社外監査役(現任)

平成25年5月 株式会社AFIテクノロジー社外監査役

平成27年6月 株式会社テクノツリー社外監査役

平成30年2月 株式会社ポコアポコネットワークス社外監査役(現任)

平成30年6月 当社社外取締役(現任)

令和元年6月 アクチュアライズ株式会社社外監査役(現任)

令和3年4月 ダントーホールディングス株式会社社外監査役(現任)

令和 4 年11月 株式会社ナティアス社外監査役 (現任)

令和 5 年 1 月 Curelabo株式会社社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

北斗税理十法人代表社員

株式会社MACオフィス社外監査役

株式会社ポコアポコネットワークス社外監査役

アクチュアライズ株式会社社外監査役

ダントーホールディングス株式会社社外監査役

株式会社ナティアス社外監査役

Curelabo株式会社社外監查役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西宏章氏は、公認会計士であり、培われた専門的な知見・経験と幅広い見識を有しており ます。会計の専門家として、客観的・中立的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能 の実効的な強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしまし た。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませ んが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しておりま す。

みず しま

水島 幸子(昭和40年6月13日生)

所有する当社の株式数… 在任年数……………

取締役会出席状況………

17/17回

一株

2.年



再 任

社 外

独立

略歴、当社における地位及び担当

平成14年10月 弁護士登録

平成19年11月 水島綜合法律事務所開設 所長 (現任)

平成27年1月 大阪大学第一特定認定再生医療等委員会委員(現任)

平成29年3月 大阪大学医療安全監査委員会委員(現任)

令和 3 年 6 月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

水島綜合法律事務所所長

大阪大学第一特定認定再生医療等委員会委員

大阪大学医療安全監査委員会委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

水島幸子氏は、弁護士であり、培われた専門的な知見・経験と幅広い見識を有しておりま す。法律の専門家として、客観的・中立的な立場でリスク管理及びコンプライアンスを中 心とした経営監督機能の強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者と いたしました。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませ んが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しておりま す。

- (注) 1. 竹中勝昭氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である有限会社シー・エム・ケーが保 有する株式数も含めて記載しております。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 西宏章氏及び水島幸子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 西宏章氏及び水島幸子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任 期間は、本総会終結の時をもって西宏章氏が5年、水島幸子氏が2年となります。
 - 5.当社は、西宏章氏及び水島幸子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1 項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定 める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定 であります。
 - 6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しており、 令和5年12月に更新の予定であります。その契約の概要は、事業報告「Ⅱ.3.会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 に記載のとおりであります。各取締役候補者の再任が 承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。
 - 7. 当社は、西宏章氏及び水島幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま す。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするも のであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位	
1	野見山	^{たかふみ} 隆史	常勤監査役	再任
2	席 内	啓男	社外監査役	再任 社外 独立
3	西村	良明	社外監査役	再任 社外 独立

再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

の み やま たかふみ **野見山 隆史** (昭和30年5月12日生) **監査役会出席状況** 13/13回

所有する当社の株式数… 在任年数……………

- 株 5年



再 任

略歴、当社における地位

昭和54年4月 大和コンピューターサービス株式会社(現株式会社大和総研)入社

平成14年11月 当社入社 ERP事業部準備室 (現ERPシステム部) 室長

平成28年7月 大京システム開発株式会社入社

平成28年11月 当社入社

平成29年1月 当社内部監査室長

平成30年6月 当社常勤監查役 (現任)

平成30年6月 ノックス株式会社監査役 (現任)

重要な兼職の状況

ノックス株式会社監査役

監査役候補者とした理由

野見山隆史氏は、長年にわたり企業情報システムの開発・営業職に携わり、豊富な経験と 見識を有しております。また、当社監査役就任以降、常勤監査役として当社の適正な監査 を担っており、これまでの経験と見識を当社の監査に活かすことができると判断し、同氏 を引き続き監査役候補者といたしました。

所有する当社の株式数… 一株



略歴、当社における地位

昭和53年4月 株式会社ワコール入社

平成15年4月 同社情報システム部長

平成18年4月 同社執行役員

平成28年6月 株式会社ベネクスITアドバイザー (現任)

平成28年11月 株式会社トライグループ顧問

平成29年10月 株式会社アルプロンITアドバイザー

平成30年5月 同社社外監査役(現任) 平成30年6月 当社社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社アルプロン社外監査役

社外監査役候補者とした理由

尾内啓男氏は、長年にわたり大手上場企業において、情報システム部門の執行役員として 経営に携わってきた経験と見識を有しております。また、当社監査役就任以降、社外監査 役として当社の適正な監査を担っており、これまでの経験と見識を当社の監査に活かすこ とができると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。

再任

社 外

独立

にし むら

よし あき

所有する当社の株式数… 一株 在任年数…………… 4年

13/13回



略歴、当社における地位

平成3年4月 弁護士登録

表法律事務所入所

平成16年4月 家事調停委員

平成17年7月 リード法律事務所共同経営者(現リード総合法律会計事務所)

令和元年5月 表法律事務所共同経営者(現任)

令和元年6月 当社社外監査役(現任)

令和 2 年 4 月 大阪家事調停協会会長

社外監査役候補者とした理由

日本調停協会連合会副会長

重要な兼職の状況

表法律事務所共同経営者

西村良明氏は、弁護士であり、培われた専門的な知見・経験と幅広い見識を有しておりま す。また、当社監査役就任以降、社外監査役として当社の適正な監査を担っており、今後 も法律の専門家として、コーポレート・ガバナンス機能の強化への助言及び経験と見識を 当社の監査に活かすことができると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしま した。

再 任

社 外

独立

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 尾内啓男氏及び西村良明氏は、社外監査役候補者であります。
 - 尾内啓男氏及び西村良明氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、両氏の社外監査役としての在 任期間は、本総会終結の時をもって尾内啓男氏が5年、西村良明氏が4年となります。
 - 4. 当社は、野見山隆史氏、尾内啓男氏及び西村良明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、法令の定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契 約を継続する予定であります。
 - 5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しており、 令和5年12月に更新の予定であります。その契約の概要は、事業報告「Ⅱ.3.会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 に記載のとおりであります。各賠査役候補者の再任が 承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。
 - 6. 当社は、尾内啓男氏及び西村良明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま す。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

以上

【ご参考:株主総会終了後の取締役会及び監査役会の構成員のスキルマトリックス】

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会及び監査役会の構成員のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する 全ての知見や経験を表すものではありません。

					特に専門性を発	発揮できる領域		
	氏 名		企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	技術・ 開発	財務・ 会計	人事・ 労務	法務・ コンプライアンス
	竹中 勝昭		•	•	•	•	•	•
	吉 田 徹		•			•	•	•
Ho	辻下 知充		•	•	•		•	•
取締	常深 雅稔		•	•	•		•	
役	竹中 英之		•	•	•			
仅	靏 田 勉		•	•	•			
	西 宏章	社外	•			•		•
	水島 幸子	社外					•	•
監	野見山 隆史			•	•		•	
査	尾内 啓男	社外		•	•			
役	西村 良明	社外				•		•

事 業 報 告

(令和4年4月1日から) 令和5年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限や水際対策が緩和されたことから個人消費や国内景気が改善傾向に転じたとともに、企業の設備投資や設備稼働率も上向き、総じて順調に推移いたしました。他方、原材料や燃料費の高騰、世界経済でのインフレ圧力やウクライナ情勢の行方などがリスク要因となり、依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、アフターコロナを見据えたIT投資 意欲が旺盛で、インボイス制度やセキュリティ対策への対応など、企業のデジタル化が時流に 乗ったこともあり順調に推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、ウィズコロナ対応としてリモートワークや時差出勤の実施、WEB会議システムを活用した商談などにより、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めつつ、事業活動を安定的に継続してまいりました。また、ゼネラルソリューションサービス、インフラソリューションサービス、ERPソリューションサービスの3つのサービスを軸として、新規顧客の獲得による受注拡大、既存顧客との取引拡大、高収益案件の受注拡大により収益の伸展を図り、営業力、コンサルティング業務の強化も進め、小規模から大規模に至る顧客の戦略的システム構築を数多く手掛けてまいりました。

当社は、令和4年11月に、投資単位当たりの金額を引き下げて当社株式の流動性を高めることにより、流通株式時価総額及び時価総額を上げるとともに、投資家層の更なる拡大を目的として、株式分割(普通株式1株につき2株の割合)を実施いたしました。加えて、同年7月に、事業規模拡大に対応するためのオフィス機能の拡充による業務効率化や組織の活性化を目的として、大阪本社を大阪市北区梅田に移転いたしました。また、同年10月に、BPOビジネスの更なる業容拡大を目的として、BPOセンター(大阪市港区)を増床、令和5年3月に、四国営業所(愛媛県松山市)の拡張移転を実施いたしました。

当社グループでは、サステナブル経営の一環としてESG基本方針を定め、エネルギー省力化などの環境課題、ダイバーシティ推進などの社会課題、健全な経営を行うための自己管理体制の構築などのガバナンスに取組み、持続的な企業の成長とSDGsの実現に向けた取組みに努め

ております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,930,650千円(前期比6.8%増)と順調に推移いたしましたが、大阪本社移転費用及び管理体制強化に伴う人件費増加等の販売費及び一般管理費増加により、営業利益は472,657千円(同4.3%減)、経常利益は478,220千円(同4.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は337,657千円(同4.4%減)となりました。なお、今後も堅調な受注と安定的な成長に向け、動員力(人材の積極的な採用・育成・ビジネスパートナーの増員)の強化に注力しつつ、事業の拡大と収益力の向上に取組んでまいります。

システムソリューションサービス別の状況は次のとおりであります。

① ゼネラルソリューションサービス

ゼネラルソリューションサービスにつきましては、BPOビジネスの拡大、エンドユーザー 案件及び大規模案件の受注拡大を推進してまいりました。特にBPOビジネスが好調で、システム保守及びヘルプデスクを中心として引き合いが多く、新規エンドユーザーからの受注も拡大したことにより、BPOセンターを増床いたしました。また、新規ビジネスパートナーとの協業体制確立・既存ビジネスパートナーとの連携深化による動員力強化を推進し、取引拡大を図りました。以上の取組みにより、ゼネラルソリューションサービスは順調に推移いたしました。

これらの結果、ゼネラルソリューションサービスの売上高は4,689,235千円(前期比6.5%増)となりました。

② インフラソリューションサービス

インフラソリューションサービスにつきましては、首都圏及び関西地区において特定の業種に偏ることなく、要件定義、設計等の上流工程に力を入れ、サーバー構築、ネットワーク構築及びデータベース構築等のサービスを提供してまいりました。特にAWSを中心としたクラウド技術の他、コンテナオーケストレーションツールのKubernetesをはじめとしたコンテナ関連の技術にも注力し、受注が拡大しております。以上の取組みにより、インフラソリューションサービスは順調に推移いたしました。

これらの結果、インフラソリューションサービスの売上高は1,326,911千円(前期比9.3%増)となりました。

③ ERPソリューションサービス

ERPソリューションサービスにつきましては、SAP商品群においては、大企業向けSAP S/4HANA、中堅企業向けSAP Business By Design及び中小企業向けSAP Business Oneの SAP ERPの3大ラインアップを展開しております。SAPの案件では、新たにリモート保守サービスを展開し、安定的な収益の拡大に貢献しております。また、既存のリソースを単価の高いコンサルティング案件へシフトすることで、高収益案件の受注拡大を図りました。連結子会社のノックス株式会社につきましては、IT導入支援事業者として登録を行い、自社ITソリューションの受注拡大を図った他、協業他社からの案件受注を積極的に進めております。以上の取組みにより、ERPソリューションサービスは順調に推移いたしました。

これらの結果、ERPソリューションサービスの売上高は914,503千円(前期比4.8%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は70,711千円で、その主なものは以下のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備 当社

大阪本社 大阪本社移転に伴う内装設備及び新規備品等

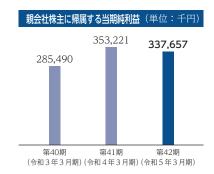
- ② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失該当事項はありません。
- (3) 資金調達の状況 該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況













	区	分	第 39 期 (令和 2 年 3 月期)	第 40 期 (令和 3 年 3 月期)	第 41 期 (令和 4 年 3 月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (令和 5 年 3 月期)
売	上	高(千円)	6,146,959	6,233,729	6,491,109	6,930,650
経	常利	益(千円)	330,891	397,228	499,027	478,220
親会する	社株主に 当期純和	帰属(千円)	217,213	285,490	353,221	337,657
1 株当	当たり当期純	河益 (円)	138.66	140.71	173.90	166.17
総	資	産(千円)	3,367,628	3,677,878	3,968,351	4,302,706
純	資	産(千円)	1,974,469	2,335,993	2,585,381	2,851,747
1株	当たり純資	産額 (円)	973.12	1,150.37	1,272.43	1,402.74

(注) 令和4年11月26日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第39期の期首に 当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

	区	分	第 39 期 (令和 2 年 3 月期)	第 40 期 (令和3年3月期)	第 41 期 (令和 4 年 3 月期)	第 42 期 (当事業年度) (令和 5 年 3 月期)
売	上	高(千円)	5,968,864	6,050,650	6,261,451	6,700,699
経	常利	益(千円)	329,949	387,568	481,899	465,460
当	期純利	益(千円)	217,115	278,049	341,566	330,023
1 构	 ま当たり当期紅	· 利益 (円)	138.60	137.04	168.16	162.41
総	資	産(千円)	3,266,949	3,540,546	3,811,005	4,149,659
純	資	産(千円)	1,945,655	2,295,222	2,525,038	2,787,116
1 杉	株当たり純資	達額 (円)	958.92	1,130.30	1,242.73	1,370.95

⁽注) 令和 4年11月26日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますが、第39期の期首に 当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況 該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
ノッケ	7 ス 株 式	会 社	35	5,000	0千円	100%	ERPソリ	ノュー	ショ	ンサー	-ビス		

(注) 「主要な事業内容」欄には、サービスライン区分の名称を記載しております。

4. 対処すべき課題

当社は、「人間性の追求」の社是の下、更なる事業収益の拡大を図ることにより、持続的かつ飛躍的な成長と、より強固な経営基盤を確立すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取組んでまいります。

(1) 既存の事業分野の更なる強化

ITサービスの多様化とサービスの低価格化で、ますます競争が激しくなる中、当社グループが業容拡大を続けていくには、高い専門性で付加価値を創造し、他社との差別化を図っていく必要があります。そのためには、これまで得意分野としていたゼネラルソリューションサービス、中でも金融、産業、流通、公共、医療といった分野について更なる強化をしていかなければなりません。そのためには、今まで培ってきた業界・業務知識と技術を基に体制を整え、顧客にワンストップソリューションを提供するとともに、潜在ニーズまで踏み込んでトータルソリューションサービスへの進化を目指します。

(2) 新たな成長分野への展開

当社グループが本格参入を視野に入れている新たな成長分野として、クラウド、フィンテック、BPO、RPA、AI等があります。新たな成長分野への参入の基本的な考え方として、顧客の要望・顧客システムを理解し、最適な技術サービスの提案・提供することを通じて、新規ビジネスの創出を目指してまいります。また、新たな成長分野への参入のため、研究開発チームの創設等を行い、体制の整備を図ってまいります。

(3) 優秀な人材の確保

当社グループの業容拡大策の柱は動員力の強化であり、優秀な人材の確保と定着が最も重要な課題であります。当社グループが属する情報サービス産業におきましては、人材不足が慢性

化し、労働人口も減少する中、優秀な人材の確保が困難な状況となっております。このような厳しい環境の下、従業員教育の充実やダイバーシティの推進など、従業員の満足度を向上させつつ、新卒採用・中途採用を積極的に行い、優秀な人材の確保と定着を図ってまいります。

(4) プロジェクトマネジメント力の強化

顧客との取引を拡大し適正な利益を確保するためには、プロジェクトマネージャーの一人ひとりのマネジメント能力を更に強化するとともに、プロジェクトマネジメントができる技術者を拡充していくことが重要な課題であります。従業員個々のプロジェクトマネジメント能力向上のため、当社グループでは十分な教育研修予算を計上し、継続的にプロジェクトマネジメント教育を実施するとともに、全社のプロジェクトマネジメントオフィスである技術統括部が、プロジェクトマネジメント能力向上のため勉強会の実施や、個別プロジェクトの支援等を行っております。

(5) 品質の向上

顧客との安定した取引を継続、発展させていくには、顧客に満足していただけるシステムの 品質確保が重要な課題と認識し、品質向上に取組んでおります。具体的には、ISO9001認証 を取得するとともに、全社のプロジェクトマネジメントオフィスたる組織を確立する目的で技 術統括部を立ち上げ、開発標準の確立を行い、全社レベルで品質管理を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容(令和5年3月31日現在)

事 業 区 分	事業內容
ゼネラルソリューションサービス	当社事業における事業の中核となるサービスであり、金融業(銀行・保険・証券)、産業・流通業、公共分野、医療分野、教育分野等の幅広い分野において、顧客であるエンドユーザーや国内ITメーカー、大手Sierからの受託開発、運用保守を中心に行っております。当社グループは情報システムの企画から設計、構築、運用保守業務、BPOサービス業務までの工程をすべて手掛けており、一括したサービスを提供しております。また、業務効率化や内部統制のためのシステム構築に留まらず、RPA等との連携はもとよりビッグデータの利活用のための分析ツールの提案といった経営戦略に直結するソリューションを提供しております。
インフラソリューションサービス	特定の業種に偏ることなく、設計、構築に力を入れ、顧客のITシステム基盤となるサーバー等のハードウェア導入、ネットワーク構築、データベース構築、アプリケーション基盤等のシステムインフラ構築等をするとともに、その後の運用や保守までの一連のサービスを提供し、また、システム基盤の有効活用の観点からAWSやKubernetesといった仮想化技術にも対応したサービスを提供しております。当社では顧客の要望に応え、顧客の情報システム部門の立ち上げ支援及びセキュリティ強化支援等のコンサルティングサービスも展開しております。
ERPソリューションサービス	SAPジャパン株式会社からパッケージの提供を受け、大企業向け SAP S/4HANA及び中小企業向けSAP Business Oneのライン アップを核とした導入支援、カスタマイズ、アドオン開発、保 守、運用、BPOサービス業務までのワンストップトータルサー ビスを提供しております。連結子会社のノックス株式会社では、株式会社オービックビジネスコンサルタントとの契約に基づき、奉行シリーズの製品販売・導入支援及びアドオン開発を主として、各種サービス、連携ソリューションを提供しております。

6. 主要な営業所(令和5年3月31日現在)

(1) 当社

本			社	大阪市北区
東	京	本	社	東京都千代田区
四	国 "	営 業	所	愛媛県松山市
仙	台 ′	営 業	所	仙台市青葉区
ВЕ	, O t	こ ン タ	1	大阪市港区
東京	京開 発	センタ	ı	東京都千代田区

(2) 子会社

,		2-	-	سابات		_	ΤI	
	ツ	1	人	休	I	云	仜	大阪市福島区

7. 従業員の状況(令和5年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

	部	門		従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
開	発	部	門				610名	1名減
営	業	部	門				25名	1名減
管	理	部	門				19名	1名減
合			計				654名	3名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		638名		2名減			38.7	 歳				7	7.2年	Ē

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 - **8. 主要な借入先の状況**(令和 5 年 3 月 31 日現在) 該当事項はありません。
 - 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

Ⅱ、会社の現況

1. 株式の状況(令和5年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

6,288,000株

(注) 令和4年11月26日付で実施いたしました株式分割(普通株式1株を2株に分割)

に伴い、発行可能株式総数は3,144,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数

2,033,200株(自己株式216株を含む)

(3) 株主数

816名

(4) 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
有限会社:	シー・エム	・ケー			761千株			3	7.46%
コンピューター	マネージメント	社員持株会			272千株			1.	3.39%
光 通 信	株 式	会 社			114千株			į	5.64%
株式会社し	JHPartr	ners2			100千株			4	4.95%
吉田	知	広			60千株				2.98%
竹中	英	之			44千株				2.19%
槇 田	重	夫			42千株				2.11%
竹中	利	之			42千株				2.07%
長 平	由	美 子			42千株				2.07%
岡 三 証	券 株 式	会 社			37千株				1.86%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、小数第3位を四捨五入しております。
 - 3. 持株比率は、自己株式(216株)を控除して計算しております。
 - (5) その他株式に関する重要な事項

令和4年11月26日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は1,016,000株増加しております。

新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,200株増加しております。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

- 小り作用 マノ つくひし					
			第 1 回 新 株 予 約 権		
発行	行 決 議 日		平成31年3月7日		
新株予	約権の	数	2,400個		
新株予約権の目的と	こなる株式の種類と	二数	普通株式 14,400株 (新株予約権1個につき 6株)		
新株予約権	の 払 込 金	額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 5,500円 (1株当たり 917円)		
権 利 行	使期	間	令和3年3月9日から 令和11年2月28日まで		
行 使	の条	件	(注) 1		
	取 締 (社外取締役を除・	役 く)	新株予約権の数 2,400個 目的となる株式数 14,400株 保有者数 3名		
役員の保有状況	社 外 取 締	役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名		
	監 査	役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名		

(注) 1. 第1回新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社の 取締役、監査役、従業員及び関係協力者、関係協力法人のいずれかの地位を保有している場合に 限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が任期満了により退任又は定年 退職した場合、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は一次相続人に限り本新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。

- 2. 令和元年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で、令和4年11月26日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員又は子会社の役員及び従業員に交付した新株予 約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(令和5年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	竹中勝昭	一般社団法人情報サービス産業協会理事 ノックス株式会社代表取締役 一般社団法人情報サービス産業協会関西地区会代表
取締役兼専務執行役員	吉田徹	経営企画室担当 管理部担当 技術統括部担当 ノックス株式会社取締役
取締役兼執行役員	辻 下 知 充	ヒューマン・リソース調達室担当兼室長 仙台営業所担当
取締役兼執行役員	常深雅稔	西日本システム統括部担当 ERPシステム部担当 第二営業部担当 四国営業所担当
取締役兼執行役員	竹 中 英 之	インフラシステム部担当兼部長
取締役兼執行役員	靏 田 勉	東日本システム統括部担当兼部長 第一営業部担当
取 締 役	西宏章	北斗税理士法人代表社員 株式会社MACオフィス社外監査役 株式会社ポコアポコネットワークス社外監査役 アクチュアライズ株式会社社外監査役 ダントーホールディングス株式会社社外監査役 株式会社ナティアス社外監査役 Curelabo株式会社社外監査役
取 締 役	水島幸子	水島綜合法律事務所所長 大阪大学第一特定認定再生医療等委員会委員 大阪大学医療安全監査委員会委員
常勤監査役	野見山 隆 史	ノックス株式会社監査役
監 査 役	尾内啓男	株式会社アルプロン社外監査役
監 査 役	西村良明	表法律事務所共同経営者

- (注) 1. 取締役西宏章氏及び取締役水島幸子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役尾内啓男氏及び監査役西村良明氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当事業年度中における重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏	名	兼職の異動	異動年月日
	亚 	株式会社テクノツリー社外監査役を退任	令和4年6月28日
		株式会社AFIテクノロジー社外監査役を退任	令和4年9月30日
西 宏章 	株式会社ナティアス社外監査役に就任	令和4年11月30日	
		Curelabo株式会社社外監査役に就任	令和5年1月31日

5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動後の地位・担当	異動前の地位・担当	異動年月日
常深雅稔	取締役兼執行役員 西日本システム統括部担当 ERPシステム部担当 第二営業部担当 四国営業所担当	取締役兼執行役員 西日本システム統括部担当 ERPシステム部担当兼部長 第二営業部担当 四国営業所担当	令和4年4月1日

6. 当事業年度末日後における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏	名	異動後の地位・担当	異動前の地位・担当	異動年月日
吉田	∄ 徹	取締役兼専務執行役員 経営企画室担当兼室長 管理部担当 技術統括部担当	取締役兼専務執行役員 経営企画室担当 管理部担当 技術統括部担当	令和5年4月1日
常彩	深雅 稔	取締役兼執行役員 ERPシステム部担当	取締役兼執行役員 西日本システム統括部担当 ERPシステム部担当 第二営業部担当 四国営業所担当	令和5年4月1日
竹中	コ 英 之	取締役兼執行役員 インフラシステム部担当 兼部長 四国営業所担当	取締役兼執行役員 インフラシステム部担当 兼部長	令和5年4月1日
霍日	日 勉	取締役兼執行役員 東日本システム統括部担当 兼部長 西日本システム統括部担当	取締役兼執行役員 東日本システム統括部担当 兼部長 第一営業部担当	令和5年4月1日

7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く令和5年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	地位・担当
上坂誠一	執行役員 管理部長
近藤裕一郎	執行役員 経営企画室長

- (注)近藤裕一郎氏は、令和5年3月31日付で退任いたしました。
- 8. 当事業年度末日後における執行役員の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動後の地位・	担当 異動前の地位・担当 異	動年月日
森田和	執行役員 夫 第一営業部担当 第二営業部担当兼部		5年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款に定めております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。その契約の概要は、以下のとおりであります。

- ① 被保険者の範囲
 - 当社役員、管理職従業員及び子会社役員であります。
- ② 保険契約の内容の概要
- a 被保険者の実質的な保険等負担割合 保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- b 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の網	総額	報酬等の種類別の総額(千円)				
区 5	(千円)		業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (名)		
取 締 (うち社外取締役	没 45) (2	,480 45,48 ,880) (2,88		_ (-)	8 (2)		
監 査 (うち社外監査役	没) 〔2	,680 10,68 ,880) (2,88	30 — (-)	_ (-)	3 (2)		
合(うち社外役員		,160 56,16 ,760) (5,76		_ (-)	11 (4)		

(注) 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりであります。

a 役員報酬制度の基本方針

役員の報酬等は、長期安定的な企業価値の向上及びガバナンスの強化を実現させるため、 経営内容、他社の報酬水準の動向及び従業員給与等とのバランスを考慮しつつ、その職責に 見合う報酬制度といたします。

なお、取締役の報酬限度額は、平成30年6月27日開催の第37期定時株主総会において、年額250,000千円以内(但し、従業員分給与は含まず、うち社外取締役20,000千円以内)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち社外取締役1名)であります。監査役の報酬限度額は、平成30年6月27日開催の第37期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

b 取締役(社外取締役を除く)の報酬等

- (a) 取締役の報酬等は、固定報酬(金銭)のみとし、毎月支給いたします。
- (b) 報酬等の算定方法

取締役の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いたします。当該個別の取締役の報酬等は、取締役会で金額の妥当性を検討し、取締役報酬テーブルに基づき、前事業年度の業績、経営内容における貢献並びに役位等を勘案し、独立社外取締役及び監査役の同意を得た上で取締役会において決定いたします。

c 社外取締役の報酬等

- (a) 社外取締役の報酬等は、固定報酬(金銭)のみとし、毎月支給いたします。
- (b) 報酬等の算定方法

社外取締役の報酬等の額については、独立した客観的な立場から経営の監督機能を担う 役割を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いた します。

d 監査役の報酬等

- (a) 監査役の報酬等は、固定報酬(金銭)のみとし、毎月支給いたします。
- (b) 報酬等の算定方法

監査役の報酬等の額については、取締役の職務の執行の監査等その役割・責務を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役西宏章氏は、北斗税理士法人の代表社員であります。また、株式会社MACオフィス、株式会社ポコアポコネットワークス、アクチュアライズ株式会社、ダントーホールディングス株式会社、株式会社ナティアス、Curelabo株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役水島幸子氏は、水島綜合法律事務所の所長であります。また、大阪大学第一特定認 定再生医療等委員会委員、大阪大学医療安全監査委員会委員であります。当社と兼職先と の間には特別の関係はありません。
 - ・監査役尾内啓男氏は、株式会社アルプロンの社外監査役であります。当社と兼職先との間 には特別の関係はありません。
 - ・監査役西村良明氏は、表法律事務所の共同経営者であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

					出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	西		宏	章	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜質問や意見等の発言を行っており、事業全般の業務執行等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役	水	島	幸	子	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜質問や意見等の発言を行っており、事業全般の業務執行等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
監査役	尾	内	啓	男	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大手上場企業の情報システム部門においての長年の業務経験と幅広い知識に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。
監査役	西	村	良	明	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回すべてに出席 いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士として の専門的見地から適宜質問や意見等の発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,033千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	23,033千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	<u> </u>
流動資産	3,602,549	流動負債	827,199
現金及び預金	2,579,265		187,967
売 掛 金	941,883	未 払 費 用	154,844
杜 掛 品	5,482	契 約 負 債	27,613
その他	75,957	未 払 法 人 税 等	96,829
貸 倒 引 当 金	△39	賞与引当金	152,912
固 定 資 産	700,156	その他	207,032
有 形 固 定 資 産	83,539	固 定 負 債	623,759
建物	58,865	長期 未払金	141,130
工具、器具及び備品	24,673	退職給付に係る負債	482,628
その他	0	負 債 合 計	1,450,958
無形固定資産	16,767	(純 資 産 の 部)	
ソフトウエア	15,202	株 主 資 本	2,755,225
その他	1,564	資 本 金	403,023
投資その他の資産	599,849	資本剰余金	353,023
投 資 有 価 証 券	191,328	利益剰余金	1,999,521
繰 延 税 金 資 産	174,944	自己株式	△342
そ の 他	247,406	その他の包括利益累計額	96,522
貸 倒 引 当 金	△13,830	その他有価証券評価差額金	115,615
		退職給付に係る調整累計額	△19,093
		純 資 産 合 計	2,851,747
資 産 合 計	4,302,706	負債 純資産合計	4,302,706

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和 4 年 4 月 1 日から) 令和 5 年 3 月31日まで)

(単位:千円)

科	■	金	額
売 上	高		6,930,650
,	価		5,255,864
, 一	益		1,674,786
販売費及び一般管理	費		1,202,128
営業利	益		472,657
営 業 外 収	益		
受取利息及び	配当金	1,867	
助成金	収 入	3,791	
その	他	239	5,899
営 業 外 費	用		
固 定 資 産 除	却 損	337	337
経常利	益		478,220
税 金 等 調 整 前 当 期	純 利 益		478,220
法 人 税 、 住 民 税 及 て	事 業 税	157,492	
法 人 税 等 調	整額	△16,930	140,562
当期純	利 益		337,657
非支配株主に帰属する当			_
親会社株主に帰属する当	期純利益		337,657

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
ー 流 動 資 産	3,444,708	流動負債	774,921
現金及び預金	2,472,203	買 掛 金	163,240
売 掛 金	893,976	未払悪田	105,266
仕 掛 品	2,078	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	152,092
貯蔵品	456		96,726 17,106
前払費用	70,035	預り金	18,667
その他	5,994	賞与引当金	145,950
	· ·	- C の 他	75,870
貸 倒 引 当 金	△37	固定負債	587,620
固定資産	704,951	長期未払金	140,400
有 形 固 定 資 産	79,031	退職給付引当金	447,220
建物(純額)	58,175	負 債 合 計	1,362,542
工具、器具及び備品(純額)	20,855	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具(純 額)	0	株主資本	2,671,501
無形固定資産	16,153	資 本 金 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	403,023
ソフトウエア	14,589	資本 剰 余金 資本準備金	353,023 353,023
その他	1,564		1,915,797
投資その他の資産	609,765		2,500
投資有価証券	191,328	その他利益剰余金	1,913,297
関係会社株式	22,168	別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	1,908,297
長期前払費用	16,685	自己株式	△342
繰 延 税 金 資 産	161,676	評価・換算差額等	115,615
そ の 他	231,736	その他有価証券評価差額金	115,615
貸 倒 引 当 金	△13,830	純 資 産 合 計	2,787,116
資 産 合 計	4,149,659	負債純資産合計	4,149,659

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和4年4月1日から) 令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

	乔	4				E		金	額
売			上		高	ī			6,700,699
売		上		原	伳	i			5,108,442
売		上	総	利	益	i			1,592,257
販	売	費及	0, ―	般 管	理 費	t			1,135,651
営		業		利	益	ī			456,605
営		業	外	収	益	i			
	受	取	利 息	及	び面	当	金	1,866	
	助		成	金	7[7	Į.	入	2,291	
	経		営	指	導	Ĺ	料	4,800	
	そ			\mathcal{O}			他	233	9,192
営		業	外	費	用	l			
	古	定	資	産	除	却	損	337	337
経		常		利	益	ī			465,460
税	5	前	当	期	純	利	益		465,460
法	人	税、	住 民	税	及び	事 業	税	154,161	
法		人	税	等	調	整	額	△18,723	135,437
当		期		純	利		益		330,023

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年5月17日

コンピューターマネージメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄 業務執行社員 公認会計士 花 谷 徳 雄 指定有限責任社員 公司公司 十 一 一 一 一 一

程度有限員位位員 公認会計士 立 石 政 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コンピューターマネージメント株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コンピューターマネージメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専 門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年5月17日

コンピューターマネージメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コンピューターマネージメント株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第42期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一 致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査計画(監査方針、監査項目、監査の方法、職務の分担等)を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計 監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に 従い、一部監査等にweb会議システムを利用するなどして、取締役、内部監査室、その 他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以 下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、取締役会に出席するほか、子会社に赴き、経営管理の状況を把握しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示している ものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘 すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月19日

コンピューターマネージメント株式会社 監査役会

常勤監査役 野 見 山 隆 史 印

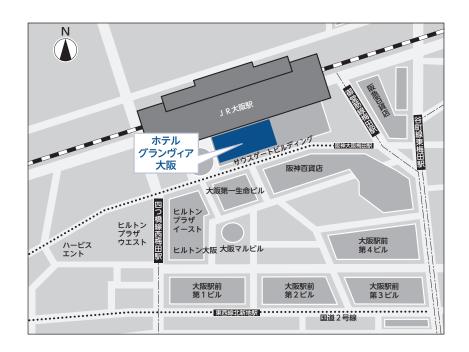
社外監査役 尾 内 啓 男 印

社外監査役 西村良明印

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市北区梅田三丁目1番1号 ホテルグランヴィア大阪20階 名庭(なにわ)の間 ※本年より株主総会の開催会場が変更となっておりますので、ご注意ください。



交通のご案内

JR大阪駅 中央口又は桜橋口を出てすぐ(駅直結)

※駐車場等の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

